

地方自治体における出店規制について

—熊本県中規模店条例を手がかりとして—

専修大学商学部 川野訓志

Issues on Store Regulations by Local Authorities : Medium Scale Store Regulation in Kumamoto Prefecture
Senshu University, School of Commerce Satoshi Kawano

本論文では、1976-79年に施行されていた熊本県中規模店条例を取り上げ、その成立過程、それが与えた影響を、垂直的な政府間関係つまり中央政府-熊本県-熊本市と、水平的な政府間関係である隣接する九州各県との関係で検討を加えた。特に垂直的な関係では、中間自治体と基礎自治体間に役割分担が認められ、中央政府と県とは県条例の内容を政府が法律に取り入れるといった動きが観察された。

キーワード：地方自治体、政府間関係、中規模店規制、条例、熊本県

Many local authorities had store regulations in the 1970-80s in Japan. This paper describes the medium scale store regulation in Kumamoto Prefecture. This case has some distinguished points ; the first store regulation with penal code, great influence on other local authorities - cities and prefectures -, and influence upon the government.

Keywords : local authority, intergovernmental relation, medium scale store regulation, local ordinance, Kumamoto Prefecture

1. 問題の所在

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律いわゆる大規模小売店舗法が施行されていた時期に、日本各地の地方自治体では同法を根拠法としてさまざまな形の出店規制が行われていたことが知られている。

こうした出店規制の地理的分布を見ると、地域的に偏在していることが分かる。都道府県単位で規制を行った地域を調べると、東京都、神奈川県、南関東と九州に集中している。とりわけ九州の場合、九州本土に位置する7県全てが何らかの出店規制を設けている。このような地理的偏在はなぜ起こったのであろうか。

こうした政策が地理的に偏る原因としては、2つの側面から説明されよう。1つは、そうした政策を生み出す原因となる現象が何らかの理由で地域的に集中したからというものである。大規模店

が特定地域に集中出店していたために、規制が行われたというものであり、南関東に該当するパターンであろう。

もう1つの可能性は、地方自治体の側にそのような政策を立案実施させる誘因が存在していたというものである。隣接自治体での政策に倣って追隨的に政策が立案される場合があげられよう。この自治体の側の事情による場合については、次のようなものが考えられる。

①近隣自治体の出店規制により相対的に自らのエリアに出店可能性が高まることがある。これは、出店規制により出店が困難あるいは不可能な地域が生まれれば、その近隣地域に出店場所を求めようとする企業行動によるものである。出店可能性を考える場合、売場面積あたりの人口数である支持人口が目安として用いられており、後に通商産業省が出店抑制地域を設定する際にも同様の指標を用いたことから、この理由づけには一定の

説得力がある。

②近隣自治体での出店規制の話題が伝わることで、地元事業者や商工会議所に出店規制を行おうとする期待感や気運が高まることである。隣が行っているからうちでも、という横並び意識によるものである。

③②と似ているが、隣接自治体の動向が当該自治体職員や地方議会議員に伝わり、出店規制への気運が高まることである。条例や要綱といった規制を実際に立案作成する立場の人々であり、近隣に先例があることはさまざまな点で作成上の困難を減らすであろう。

一方でこのような追従的な規制が行われる可能性は否定できないが、現実の出店規制には多様な内容が含まれており、単なる模倣でない。それは、地域により規制対象が異なる場合に加え、規制主体やその規制方法にも多様性があったからであろう。本論では、九州で隣接県に影響を与えたと推測される熊本県の事例を取り上げる。

2. 熊本市におけるダイエー出店問題

熊本市へのダイエー出店に関連した紛争は、静岡市へのイトーヨーカ堂出店の紛争と並びよく知られている。熊本市の事例は、大規模小売店舗法における実質的な調整機能を担っていた商業活動調整協議会（商調協）がうまく機能しなかったことであり、早い時期から大規模小売店舗法の調整方法の問題点を浮き彫りにするものであったといえる¹⁾。

1975年にダイエーが熊本市大江4丁目に出店

表明した。熊本市には既に大規模小売店が17店あったものの、5000㎡を超えるような大規模施設は3店舗に限られており、九州各県に出店済みのダイエーからすると出店可能との判断があったものと思われる。3月28日に3条届出がなされるが、当初の出店計画は、一部7階の5階建てショッピングセンターで、店舗面積4万3979㎡（ダイエー3万2703㎡、その他テナント1万1276㎡）、駐車台数462台となっており、それまで熊本市にはない規模であった。

当時、熊本市内には、鶴屋百貨店、岩田屋伊勢丹、寿屋、ニコニコ堂といった大規模店があったがこれほどの規模の店舗はなかった。また九州の主要都市における1976年時点での売場面積1㎡あたり人口数は、北九州市6.9人、福岡市5人、鹿児島市5.1人、長崎市5.4人、佐賀市5.6人、大分市2.2人、宮崎市2.1人となっており、熊本市は4人と中位にあったが、ダイエーの計画通りの出店を考慮すると3人以下になる状況であった。

1975年5月15日から、ダイエーの出店案件に関する商調協の審議が開始された。同じ頃、地元商店街によって熊本商店街近代化協議会（近代協）が発足し出店反対運動を始めていた。5月21日開催の第2回商調協では、近代協の山田定会長が「ダイエーが開店すれば熊本市の全小売販売額の1割を吸収し、地元小売店は死活の問題となる。大型スーパーは流通を独占化し、またカネは熊本から外に流れる。加えてスーパーはセルフサービスの盲点で、万引きなど少年の非行化の温床となる」と述べ、出店反対の立場を明確にしていた。

表1 都道府県レベルでの出店規制

地域	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄
都道府県数	7	7	9	7	9	8
規制ありの自治体	北海道 岩手県	栃木県 東京都 神奈川県	山梨県 岐阜県	奈良県 兵庫県	岡山県 愛媛県	福岡県 佐賀県 大分県 長崎県 宮崎県 熊本県 鹿児島県

出所：『日経流通新聞』1988年9月29日付より作成。

こうした中、1975年5月30日には、熊本商工会議所が、出店反対の議員総会決議を行った。商工会議所会頭への諮問機関として設置されている商調協の審議に重大な影響を及ぼす行為である。商調協で出店案件をそのままの形で了承し結審した場合、商工会議所内の常議員総会によって、その結論が了承されず結論が覆される虞があるからである。同年7月12日の商調協では、大規模小売店舗法の基準面積である1500㎡以上は認められないという形で結審することとなった。

1977年3月28日にダイエーは再び3条届出を行うが、この際の売場面積は2万8955㎡と当初案より大幅削減しての届出であった。だが結果は変わらず、10月29日に商調協が出したのは、前回同様、ゼロ回答であった。

1978年6月16日にも同じく売場面積2万8955㎡で5条届出を提出するが、同年7月6日にまともやゼロ回答が出されることとなる。こうした膠着状態の中の9月11日に政府の大規模小売店舗審議会が、こうした地元商工会議所の意見に対して慎重に審議をするべきとの意見を付けて差し戻した。基本的に大規模店の調整問題については、「地元民主主義」という表現で地元での作業に委ね、中央政府はその調整結果を尊重する立場をとっていたが、その前例を破ったのである。

しかし、その後9月14日の5条届出を受けて開催された11月11日の商調協でもゼロ回答が示されることとなった。

差し戻しをしても結論が覆らない商調協つまり商工会議所に対して、12月4日、大規模小売店舗審議会は審議の結果、売場面積1万3000㎡、1980年3月1日以降開店として通産大臣に答申することとした。こうした結果、出店届出から5年目の1980年4月ようやく開店にこぎ着けたのである。

このようにして、熊本市へのダイエー進出は地元からは極めて反発の強いものであっただけでなく、大規模小売店舗法における調整過程においてどの組織が実質的な調整機能を担うのかという基本的な問題を関係者に投げかけることとなった。

3. 出店規制条例の成立

(1) 熊本県条例成立を巡って

熊本市内のみならず熊本県内の他の市町村でも大規模店の出店は行われていた。このような状況に対して、沢田一精知事は原則論的な立場をとり続けていた。大規模店出店に対する施策として、商店街等には商業近代化への支援事業によって対応するというものであった。

当時の大規模小売店舗法は百貨店法時代に定められた店舗面積1500㎡が基準面積となっており、多くのスーパーはこの基準面積未満で出店し法の適用を免れていた。こうした状況に対して知事は、大規模小売店舗法の附帯決議に基づき県内各地の商調協はそのような中規模店についても審議対象とすべきであるとしていた。この附帯決議では基準面積未満の案件についても大規模小売店舗法の規定に従った出店手続きが行われるべきであるということが述べられている。実際、熊本商工会議所の商調協は、中規模店の届出を義務化する決議を行っていた。これは、1976年2月に熊本商工会議所が商調協に諮問し、6月に出た答申を基に作成された小売商業調整運用規程のことを指している。同規程では、大規模小売店舗法の基準面積未満の出店案件も商調協の審議にかけることを規定している²⁾。

県議会議員からは附帯決議に基づいた商調協という法律に明記されない商工会議所あるいは商工会の一諮問機関では中規模店の出店調整を行うには根拠が薄く、出店業者に強制力をもたせるには条例によって出店規制を行うことが必要であるとの指摘をされていた³⁾。

だが、知事サイドは条例化に対して慎重な姿勢をとっていた。その理由として県議会の答弁では、出店規制を条例で実施することに対して「法的に疑問」があるとしており、また実際にそのような条例を実施しているのは大阪の豊中市のみであると述べている。県知事としては、熊本県単独での条例による規制ではなしに、全国知事会を通じての大規模小売店舗法の改正に向けた働きかけに期待していたように思われる。

このように、県議会議員の間から中規模店規制の必要性を指摘する声が相次いでいた中であっても、沢田知事は条例という規制手段はとらず、中小小売業に対して近代化支援を行い、また全国知事会を通じて政府に法改正を求めるという立場をとり続けていたのである。こうした状況を大きく変えたのは、1976年9月25日に県議会議員55名中20名より提案された「熊本県小売商業活動の調整に関する条例」案であった。本条例案は、同年9月30日に可決成立し、10月16日に公布、11月1日に施行された⁴⁾。

(2) 条例の内容

本条例は第1条において、「小売業の正常な競争を促進し、消費者の利益を守るとともに、小売業者相互間の紛争を未然に防止するために、小売商業店舗の適正配置への誘導を図り、もって県民生活の発展に資すること」を目的としている。

規制対象となる小売店舗は、売場面積300㎡以上1500㎡未満であり大規模小売店舗法では規制対象外となる中規模店を対象としている。手続きの流れは次の通りである。①建築主及び出店業者は出店概要を知事に届け出る。②届出を受けた知事は、小売商業活動調整審議会に諮り意見を求める。③小売商業活動調整審議会は、商工会議所または商工会、消費者や消費者団体、小売業者や小売業者の団体から意見を求める。④利害関係者からの意見に基づき、小売商業活動調整審議会は審議し知事に意見書を答申する。⑤県知事は、意見書に沿い建築主及び出店業者に勧告内容を命令する。⑥勧告内容に従い出店が実現する⁵⁾。

勧告する内容は、大規模小売店舗法の規定に倣い売場面積、開店日、閉店時刻、休業日数といういわゆる調整4項目となった。注目すべきなのは、本条例には罰則規定が設けられており、対象となる出店案件でありながら届出を行わない場合や命令に従わない場合には10万円以下の罰金が課せられることとなっていた。

この条例制定に対して、通産省商政課は直ちに「消費者保護、流通近代化のためには妥当でない」と熊本県に申し入れている。福岡通産局商工部も、大規模小売店舗法の趣旨とも異なり、消費者

団体でも議論があるとして、否定的な態度をとっており、日本チェーンストア協会も行き過ぎた規制であるとして、通産省と自治省に条例廃止の行政指導を求めている⁶⁾。

4. 熊本県条例のその後と影響

(1) 熊本県条例のその後

熊本県の条例では基準面積が300㎡と中規模店を対象としていたことから多くの店舗が対象になる。まず、本条例の運用で問題となったのは、農協系スーパーである。協同組合事業は営利を目的とした小売事業とは見なされないため大規模小売店舗法や本条例の対象とはならない。ところが1976年9月15日開店の熊本市農協「くらしのセンター」国府店(売場面積1480㎡)の場合、店舗から半径500m以内の範囲での農林業世帯比率は1.3%に過ぎず、農協法で認められる員外利用の20%を上回ることが見込まれることから今後同様の出店案件の取り扱いが問題となったのである。熊本県議会経済委員会では、違法な員外利用が行われる案件については、一般の小売店と同様、条例に基づく県への届出義務が生じるという解釈が採択され、その旨行政指導されることとなった⁷⁾。

県議会での答弁内容によれば1977年7月19日現在で、条例に基づき13件の届出がなされ、そのうち5件が審議対象となっていた。そのうち、1件は4項目全てについて調整が行われ、3項目調整を行ったのは3件、1項目のみは1件であり、残り8件については届出通り出店を認められている。なお、この際、小売商業調整特別措置法に基づく調停申請の件も議論の俎上に載せているが、3件の調停申請は1件は斡旋不成立、2件は大規模小売店舗法での手続きと重複するという理由により、いずれも棄却されている⁸⁾。

(2) 熊本県条例の影響

熊本県の罰則付き条例成立の影響は、各地方自治体に追い風となったものと考えられる。1978年6月には、県レベルの条例は3、市町村レベルの条例は13、県レベルの要綱は34、市町村レベ

ルの要綱は45に増えている。

こうした地方ルールの拡大に政府は危機感を募らせることになり、大規模小売店舗法の改正に動くことになった。1977年に成立した中小企業事業分野調整法では小売業は適用範囲から外れたため、通産省としては大規模小売店舗法と小売商業調整特別措置法の一体化という方向で改正を考えていたとされる。中小小売業者を他分野からの競争圧力から守るため、1956年に百貨店法、さらに1959年に百貨店以外の競争相手への対応としての小売商業調整特別措置法という二段構えの規制であった。通産省としては、出店業者によっては規制を回避するために大規模小売店舗法の基準面積である1500㎡ないしは3000㎡を下回る規模で出店をしていることが、地方自治体の中規模店規制の原因となっているという認識であったものと思われる。そこで、百貨店法を引き継ぐ規制である大規模小売店舗法と、百貨店法の基準面積未満の案件に対応する規制である小売商業調整特別措置法を一体化すれば、大規模店規制と中規模店規制を合わせた規制になるという発想であった。

しかし、この考え方は、内閣法制局の反対により潰えることとなる。大規模小売店舗法は店舗面積を基準として規制しているのに対し、小売商業調整特別措置法は大企業という企業規模を規制対象としており、同じ調整政策とはいえそもそも法体系が異なっていることから一体化は困難という指摘であった。その結果、小売商業調整特別措置法はそのまま存置させ、大規模小売店舗法の改正によって中規模店問題への対応を図ることとなった。

1979年5月14日に施行された改正大規模小売店舗法の最大の変更点は、第2種大規模小売店舗の新設にある。それまでの1500㎡以上または3000㎡以上の大規模小売店舗は第1種大規模小売店舗とし通商産業大臣の調整権限下に据え置き、新たに500㎡超の店舗を第2種大規模小売店舗として都道府県知事の調整対象としたのである。この改正の意図は、基準面積を大幅に引き下げ、また引き下げられた範囲の案件を都道府県の調整対象とすることで、地方自治体による中規模店規制と規

制内容を重複させることで地方自治体に独自規制を廃止させることを狙ったものであろう。

実際、熊本県でも中規模店規制条例を廃止することになる。1979年7月10日に、条例を廃止する条例が公布・施行される。同日に、同条例に代わる「熊本県小売商業活動の調整に関する要項」が施行される。本要綱では、基準面積は大規模小売店舗法の規制強化を受けて売場面積300㎡以上500㎡以下となっており、勧告内容は旧条例と同じく調整4項目に限られている。旧条例の最も大きな特徴は命令に従わない場合罰金が科せられることであったが、本要綱ではそのような出店業者の氏名、名称、住所、勧告内容が公表されるとしている。

こうした出店規制の強制力を担保する仕組みの変更に対して、熊本県知事は1979年6月18日の定例議会にて次のように説明している。1976年11月の条例施行から罰則を発動しなければならないような案件は1つもなかったこと、また公表制度には社会的監視の意味がありこれにより調整機能が担保されるとしている。このようにして、熊本県の罰則付き条例は比較的短期間に終了することとなる⁹⁾。

こうした知事をはじめとした県当局の動きに対して、県議会では「なるほど大店法は、各地の県条例の動きを受けてそうして改正されました。しかし、まだまだ地方の零細な業界を守り得る法律になっておりません」といった発言に見られるように、不満が示されていたのである¹⁰⁾。

(3) 熊本市の動き

ダイエー出店で揺れた熊本市であるが、肝心の基礎自治体である市の動きはどうだったのであろうか。

1976年6月11日付『熊本日日新聞』は、「熊本市議会 スーパー進出規制へ」として市議会内での規制条例制定の気運の高まりを伝えている。その半年間に熊本市内で開店したスーパーがいずれも1500㎡未満で出店しているのに対し、市当局は経営指導員4人でスーパー進出情報を集め事前指導を行っているものの、効果が十分でなく規制が必要というのが与野党の立場となっていたか

らである¹¹⁾。

1976年6月16日の熊本市議会では、経済委員会報告が行われており、「小売商業活動の調整に関する条例の制定方に関する請願」の審議報告が行われている。同委員会では、既に6月12日に熊本商工会議所商調協にて大規模小売店舗法の基準面積未満の店舗についても小売商業調整運用規程によって調整を行う手はずとなっているため、調整が重複してしまう虞があること、熊本市の場合農協ストアの出店も問題となるが小売商業調整運用規程や市の条例では規制対象にならない可能性があること、零細企業の体質改善により消費者サービスを高めるような仕組みが必要なこと、といった点が議論されている。その結果、条例制定については慎重な検討が求められるとしつつも、請願については全会一致で採択された¹²⁾。

1976年9月16日の熊本市議会では、柴田徳義市議会議員から、1975-76年にかけて1000-1500㎡の中規模小売店が5店舗、売場面積の合計6673㎡出店してきていることが紹介され、中規模小売店舗への規制条例が必要であるとの指摘が行われている。請願採択に関する市側の対応についての質問であった。

これに対し田尻靖幹経済局長は、中規模小売店問題に対しては「三段構え」で対応する方針を示している。まず大規模小売店舗法の附帯決議に基づく商調協の対応、次に小売商業調整特別措置法による県知事の斡旋、最後に市当局による行政指導という図式である。この「三段構え」の方策については、9月7日に、福岡通産局商工部長、県の商工部長、田尻経済局長の三者によって確認が行われたという。こうした対応策に対し、柴田議員は、商調協の運用規程では法的根拠が弱く、条例制定が必要であると反論を行っている。条例制定によって、たとえ規制力自体は弱くとも、条例に裏付けられた審議会ができることで特定の出店案件が地域社会に与える影響を検討議論する場ができることにこそ意味があるとしている¹³⁾。

こうした市議会からの要請を受ける形で、熊本市では10月7日に中型店舗進出対策協議会を発足させる。本協議会の目的は3つあり、小売業界

の近代化、消費者の意向の取り入れ、スーパーの進出抑制であった。つまり基準面積以下の案件については行政指導で対応するということであった。また、小売商業の適正配置計画策定や大型店進出予想地域への事前調査といった事業が市によって実施されるようになった¹⁴⁾。

この時期、熊本県において中規模店規制条例ができたことにより、その後熊本市における条例制定の動きは急速に衰え、後に出店指導要綱を制定するにとどまるのである¹⁵⁾。

(4) 九州各県への拡散

短期間であったとはいえ、熊本県での罰則付き出店規制条例は大きな影響力をもったといえる。当時盛んに中規模店が出店していた地域では、こうした政策手法に積極的に追随しようとする傾向が生まれた。特に熊本県は地理的に九州地方の中央部に位置し、他の6県と県境を接していることから、熊本県での出店が厳しく規制されることになれば、隣接県に出店が集中する可能性が予想された。そのため、九州各県では、条例成立当初はその効果に懐疑的な立場であったものの、その後出店規制に動くことになる¹⁶⁾。

大分県では、「大分県大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する要綱」が1977年2月15日に決定され、3月1日より施行されている¹⁷⁾。

宮崎県では、「宮崎県中規模店小売商業活動調整指導要綱」が1977年4月20日公表、4月25日施行されている¹⁸⁾。

福岡県では、「福岡県中規模小売店舗対策要綱」を1977年5月14日に定め、5月16日より施行している¹⁹⁾。

長崎県では、1977年7月に「長崎県小売商業活動の調整に関する要綱」が定められている²⁰⁾。

佐賀県では「佐賀県小売商業活動の調整に関する条例」が1977年8月10日に公布され、9月1日より施行されている²¹⁾。

鹿児島県では、1977年7月15日時点で鎌田要人知事より要綱を作成中であるとの答弁がなされその内容についての説明が行われており、1978年2月21日には「中規模小売店舗対策要綱」に

基づき届出を受けた旨の答弁が川畑範雄商工振興課長より行われていることから、1977年後半には出店規制が開始されたことが推察される²²⁾。

このように、熊本県が条例を施行した翌年には九州の他の6県が次々と条例ないしは要綱を定め施行していったのである。

5. まとめにかえて

政策としての出店規制を考える場合、主体としては次の4つが想定される。①中央政府、②地方政府としての中間自治体、③地方政府としての基礎自治体、④商工会議所といった地元業界団体、である。

このうち、④は民間企業の組織であり法的な強制力は基本的にもっていない。ただ大規模店問題においては基本的な出店調整は商工会議所等の会頭の諮問機関である商業活動調整協議会が伝統的に担ってきたことから、1970-80年代にはある程度強制力を持っていたと考えられるが、本論の考察では検討対象から省く。

今回の事例では、中央、地方を問わず政府における首長・行政府と議会との緊張感が浮き彫りになっていた。中央政府レベルでは、分野調整・出店規制を巡り通産省・中小企業庁と国会との間での思惑の違いがあり、地方政府レベルでも熊本県庁と熊本県議会、熊本市と熊本市議会との間にもスタンスの違いがあった。一言で言えば、議会は中規模店規制に積極的でより厳しい対応をしようとしていたのに対し、首長・行政機関は市場経済を重視する立場をとり中小小売業に対しては競争抑制よりも振興策による競争促進を志向する傾向があったといえる。また、首長・行政機関では、より上位の機関つまり市にとっては県の意向、県にとっては政府、特に国の法改正に期待する向きが強いことも指摘できる。

政府間関係を垂直方向と水平方向に分けて考えよう。

垂直方向では、地方政府レベルでは県議会も市議会も条例制定に前向きであったものの、県議会の方が先に条例を制定したことから市議会は議員

立法にまで持ち込む機会を失ったとも言える。小売業のあり方は地域ごとに様々でありそうした地域商業を検討する主体として基礎自治体がまず想定されるが、より上位の政府が出店規制を実施すると、二重規制の問題が生じるため、より下位の政府では出店規制が行われなくなる可能性を示している。ただ、熊本市の場合、この時期、条例も要綱も定めなかったが、中規模店出店に関する情報収集と中規模店出店に対する行政指導や小売店舗の適正配置計画が行われていたことは注目に値する。中間自治体で中規模店の出店を調整することで、基礎自治体がよりきめ細かな立地政策に乗り出す可能性を示していると言えよう。

県条例の制定は中央政府による法改正を促す要因として機能した。中規模店や知事による調整といった法改正により付け加えられた変更はいずれも熊本県条例から引き継いだ要素であり、自治体規制を中央政府が無視しきれなくなったことを示すものであろう。熊本県条例の廃止自体がその条例内容の全国的拡大=法改正という「成功」を示すものであろう。

次の水平関係では、本事例では県どうしの関係が注目される。ただ、隣接県がなぜ次々と要綱や条例を設けたかについては、その理由を示すだけの資料が出ていない。ただ、自治体レベルでも政策立案のための情報収集が盛んに行われていたことを示すにとどまる。ということで、今回の検討では、自治体規制の垂直的な政府間関係についての検討を行い、水平的関係については今後の課題としたい。

謝辞 本稿を作成するに際し、熊本県立図書館、熊本市役所を初めとして、各県議会事務局、各県立図書館・公文書館に資料閲覧に関して多大なご協力をいただいた。記して感謝申し上げたい。当然のことながら、本稿にかかる一切の責は筆者が負っている。

本研究は、科学研究費補助金・基盤研究C(24530528)による研究成果の一部である。

注

- 1) 『熊本県議会会議録』1978年12月8日, pp.57-58; 熊本市『新熊本市史 通史編』第9巻現代II, 2000年, pp.113-118; 草野(1992)

- 2) 『熊本市議会会議録』1976年9月16日。
- 3) こうした県議会議員の働きかけの背景としては、熊本全小売商連合会といった小売商組織からの働きかけがあったものと推測される（『熊本日日新聞』1976年10月2日付）。
- 4) 『熊本県議会会議録』1976年9月30日，pp.349-350。
- 5) 『熊本県公報』第7089号，1976年10月14日付，pp.3-4，10-13。
- 6) 『熊本日日新聞』1976年10月1日付；『南日本新聞』1977年1月6日付。
- 7) 『熊本日日新聞』1976年10月8日付，1976年10月20日付。
- 8) 『熊本県議会会議録』1977年7月18日，p.71，1977年7月19日，pp.103-110，1977年7月20日，pp.121-123。
- 9) 『熊本県議会会議録』1979年6月13日，pp.83-84，1979年6月18日，p.263；『熊本日日新聞』1979年7月23日付。
- 10) 『熊本県議会会議録』1978年12月8日，pp.62-64。
- 11) 『熊本日日新聞』1976年6月11日付。
- 12) 『熊本市議会会議録』1976年6月16日，pp.255-257。
- 13) 『熊本市議会会議録』1976年9月14日，pp.188-189，1976年9月16日，pp.224-231。
- 14) 『熊本市議会会議録』1976年9月22日，p.342，1976年12月13日，pp.58-60，1977年3月18日，pp.317-318，1976年9月14日，pp.188-189。
- 15) 『熊本市議会会議録』1978年12月18日。
- 16) 熊本県には，条例成立後，佐賀県，宮崎県など九州各県をはじめとして，北海道など35，6県から問い合わせがあったという（『熊本日日新聞』1976年10月2日付，『南日本新聞』1977年1月6日付）。

- 17) 『大分県報』（号外 六）1977年2月15日付。
- 18) 『宮崎県公報』（号外 第7号）1977年4月20日付。
- 19) 『福岡県公報』（第7505号増刊①）1977年5月14日付。
- 20) 『長崎県議会定例会議録』1977年9月12日。
- 21) 『佐賀県公報』1977年8月10日付。
- 22) 『鹿児島県定例県議会会議録』1977年7月15日，pp.107-108；『鹿児島県第二回定例県議会 商工水産民生委員会会議録』（第2回2号）1978年6月28日，p.19。

主要参考文献

- 通商産業省産業政策局（1977）『（改訂・増補）大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法規集』通商産業調査会。
- 通商産業省産業政策局（1985）『大規模小売店舗法規集』通商産業調査会。
- 日本経済新聞社（1979）『改正大店法は小売業をこう変える』日本経済新聞社。
- 日本経済新聞社（1990）『大店法が消える日』日本経済新聞社。
- 清成忠男・矢作敏行編（1991）『改正大店法時代の流通』日本経済新聞社。
- 草野厚（1992）『大店法 経済規制の構造』日本経済新聞社。
- 石原武政編著（2011）『通商産業政策史4 商務流通政策 1980-2000』経済産業研究所。
- 熊本県議会事務局『熊本県議会会議録』，各号。
- 熊本市議会事務局『熊本市議会会議録』，各号。
- 『日経流通新聞』日本経済新聞社，1988年9月29日付。
- 『熊本日日新聞』熊本日日新聞社。